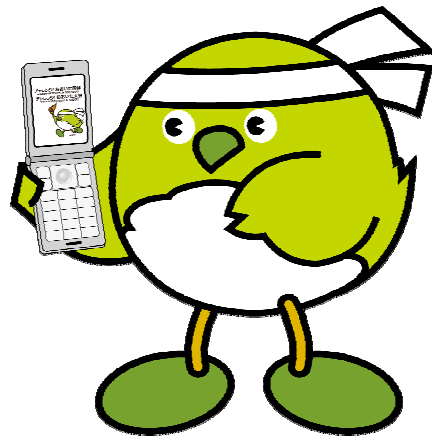


大分県業務継続計画 (本庁版BCP)

※ BCP とは Business Continuity Plan (業務継続計画) の略。

～いつかではなく、いま 備える！～



※県民安全・安心メールに登録しよう！
URL → <http://www.bousai-oita.jp>

平成25年10月
大分県

目次

第1章 総則	
1 策定の趣旨等	1
2 業務継続計画の基本的な考え方	2
第2章 被害状況の想定	
1 想定する地震災害	3
2 被害想定	
第3章 非常時優先業務	
1 非常時優先業務	6
2 非常時優先業務の選定	7
3 非常時優先業務の実施に必要な人員	23
第4章 業務継続体制の確保	
1 初動体制確保の方針	24
2 職員の参集	
3 参集可能職員数	25
4 業務継続のための措置	26
第5章 業務継続のための執務環境の確保	29
第6章 業務継続力の向上	
1 大規模な災害等のシミュレーション	34
2 業務継続体制の向上	41

第1章 総則

1 策定の趣旨等

(1) 趣旨

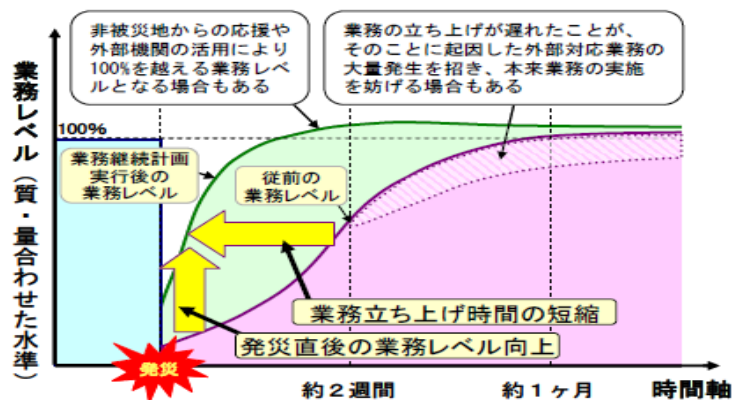
本県では、近い将来、南海トラフを震源とする巨大地震等の発生が予想され、また、異常気象などによる甚大な風水害の発生も危惧される。特に、大規模な地震災害が発生した際には、災害対策本部などを立ち上げ、県庁を挙げて災害応急対策や災害からの復旧・復興にあたるとともに、災害時にあっても、県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務については継続しなければならない。

しかし、県自体も被災し、業務実施に必要な不可欠なヒト、モノ、情報及びライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難になるおそれもある。

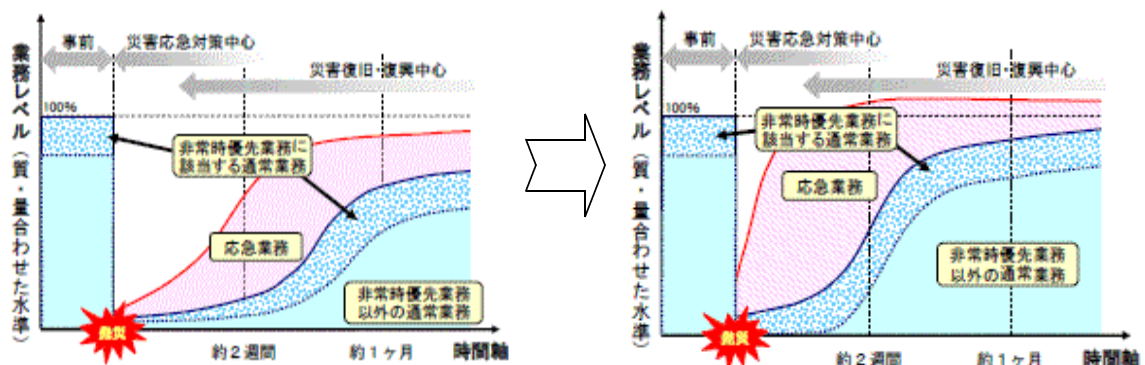
そうした状況下において、県の機能を維持し、県民の生命、財産を保護するという県の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急業務及び優先すべき通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保、配分等の措置を事前に講じておくことにより、災害時においても適正な業務執行が図れるよう「大分県業務継続計画（本庁版BCP（Business Continuity Plan）」を策定する。

(2) 業務継続計画の効果

計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、下図のとおり高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



出典：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」



2 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 業務継続の基本方針

大規模災害発生時においては、次の方針に基づき業務を継続する。

<基本方針1>

県民の生命、財産の保護を最優先する。さらに、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する。

<基本方針2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分にあたっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。

<基本方針3>

非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、または、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。

(2) 地域防災計画との比較

地域防災計画は、県や市町村、防災関係機関が連携して実施すべき災害予防や災害応急対策、復旧・復興など災害対策に係る業務を総合的に示す計画であり、一方、業務継続計画は、災害時に県自体が被災し、利用できる資源（職員、資機材等）に制約が伴う状況下にあっても、県が実施すべき地域防災計画に定めている災害応急対策業務や通常業務のうち非常時において優先すべき業務の実効性を確保するための計画である。

【業務継続計画と地域防災計画の相違点】

	業務継続計画（BCP）	地域防災計画
主体	県	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関
計画の内容	災害時に、県の業務資源が制約を受けた場合でも、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、あらかじめ対策等を検討し定めるもの	県をはじめとする防災関係機関が、県民の生命・財産を災害から保護するため、災害対策として取り組むべき内容を定めるもの
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・優先度が高い通常業務 ・災害応急対策業務 ・優先度の高い復旧・復興業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防業務 ・災害応急対策業務 ・復旧・復興業務

(3) 業務継続計画の対象

本計画の対象となる機関は、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、教育庁、警察本部とする。

出先機関の計画については、本計画を踏まえ別途策定するものとする。

第2章 被害状況の想定

1 想定する地震災害

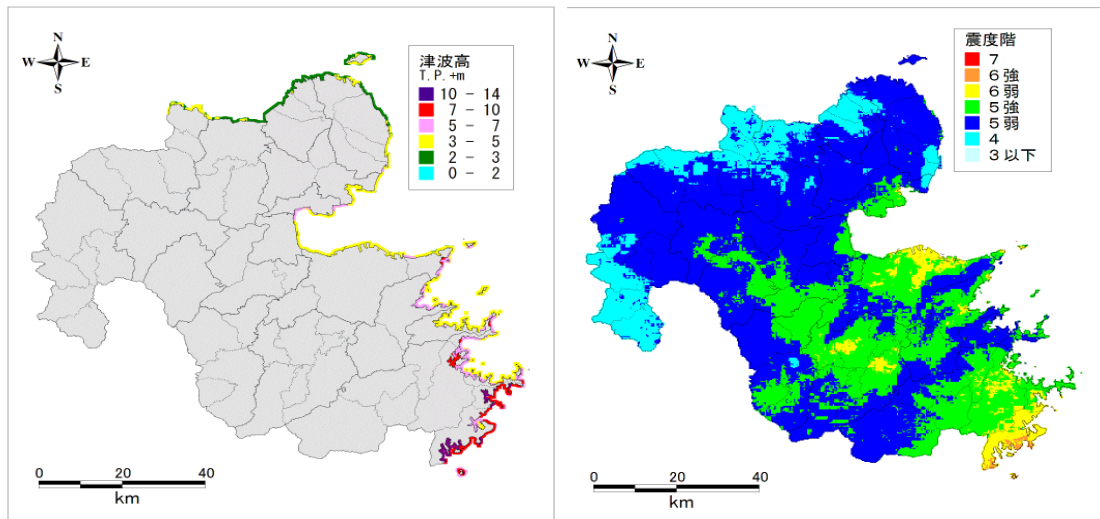
業務継続計画の策定にあたっては、幅広い対策を具体的に検討するため、その前提となる災害を特定し、当該災害が発生した際の庁舎やライフライン等の被害をイメージする必要がある。

そこで、今後30年以内の発生確率が60%から70%と高く、県内全域で震度5を越える揺れが想定され、また、3mを超える津波が沿岸市町村を襲う南海トラフを震源とする巨大地震を本計画で想定する災害とする。

【南海トラフの巨大地震】

震源：東海、東南海、南海地震の連動と日向灘への拡大

規模：モーメントマグニチュード9.1



最大津波高分布（ケース11）

震度分布（陸側ケース）

2 被害想定

【地震津波被害想定（被害が最大のケース）】

全壊棟数（冬18時）

揺れ	液状化	津波	火災	斜面崩壊	計
3,005	2,285	24,780	16	9	30,095

負傷者数（冬18時）

建物倒壊	津波	斜面崩壊	火災	ブロック塀転倒等	計
326	5,936	4	3	56	6,325

死亡者数（冬18時）

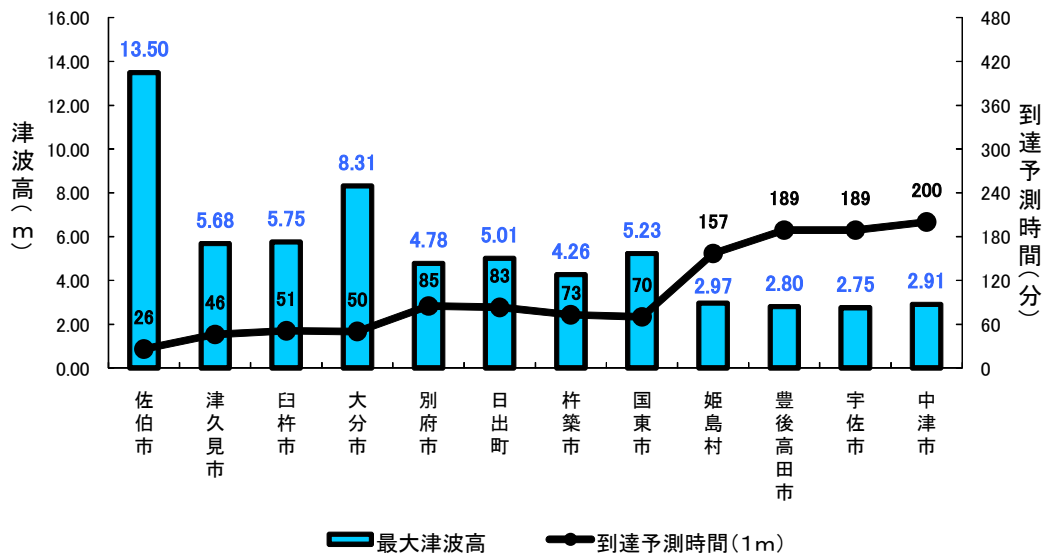
建物倒壊	津波	斜面崩壊	火災	ブロック塀転倒等	計
62	21,857	1	1	2	21,923

【市町村別地震津波被害想定（被害が最大となる冬18時のケース）】

	人的被害				建物被害			
	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
大分市	5,185	4	981	2,102	4,684	10,170	7,536	3,303
別府市	1,289	0	219	452	1,122	2,837	2,176	523
中津市	6		2	5	29	290	445	218
日田市	0		0	0	14	84		
佐伯市	8,584	0	395	781	15,126	7,214	4,211	1,295
臼杵市	3,970	0	176	345	4,441	3,217	1,647	478
津久見市	1,957		152	295	2,832	1,875	1,174	376
竹田市	0		0	0	31	104		
豊後高田市	290		39	76	141	528	915	400
杵築市	385	0	58	113	333	939	1,046	466
宇佐市	18		0	0	12	64	133	107
豊後大野市	8	0	2	12	736	1,875		
由布市	0		0	0	32	116		
国東市	45		16	31	125	404	718	377
姫島村	21		0	1	12	107	294	146
日出町	163		21	42	386	664	424	149
九重町	0			0	18	88		
玖珠町	0		0	0	22	77		
計	21,923	5	2,063	4,257	30,095	30,652	20,719	7,838

(注) 空欄はゼロ、「0」は0より大きく0.5未満。「計」は市町村ごと端数処理前の合計。

最大津波高と到達予測時間



※中津市、宇佐市、豊後高田市、姫島村については、地震に伴う津波の変動が1mに満たないため、最大津波高の到達時間である。

【参考】地震津波被害想定を実施した3つの地震の被害等

		南海トラフの巨大地震 (冬18時)	別府湾の地震 (冬18時)	周防灘断層群主部 (冬5時)
マグニチュード		9.1	7.5	7.2
地震動	7		大分市、別府市、杵築市、由布市、日出町	
	6強	大分市、佐伯市、豊後大野市	宇佐市、九重町、玖珠町	豊後高田市
	6弱	臼杵市、竹田市、杵築市	臼杵市、竹田市、豊後大野市、国東市	中津市、宇佐市、国東市
	5強	別府市、日田市、津久見市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	中津市、津久見市、豊後高田市	大分市、杵築市、姫島村
	5弱	中津市、豊後高田市、姫島村	日田市、佐伯市	別府市、日田市、豊後大野市、由布市、日出町、玖珠町
	4		姫島村	佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、九重町
人的被害(人)		28,248	49,486	2,201
	死者数	21,923	36,399	959
	負傷者数	6,325	13,087	1,242
物的被害(棟)		60,747	139,757	2,405
	全壊・焼失	30,095	83,027	574
	半壊	30,652	56,730	1,831
ライフライン被害				
	上水道(人口)	374,000	657,000	3,000
	電気(棟数)	43,000	54,000	0
	通信(回線)	88,000	200,000	12,000
避難生活者数(人)		168,557	403,688	4,509
	避難所	109,562	262,397	2,931
	避難所外	58,995	141,291	1,578
孤立集落		34	25	1

第3章 非常時優先業務

災害発生時の人的・物的資源が制約された状況で業務を継続するためには、非常時優先業務を特定し、さらに、その業務をいつ頃までに開始・再開すべきか、業務開始目標時間を検討しておく必要がある。

1 非常時優先業務

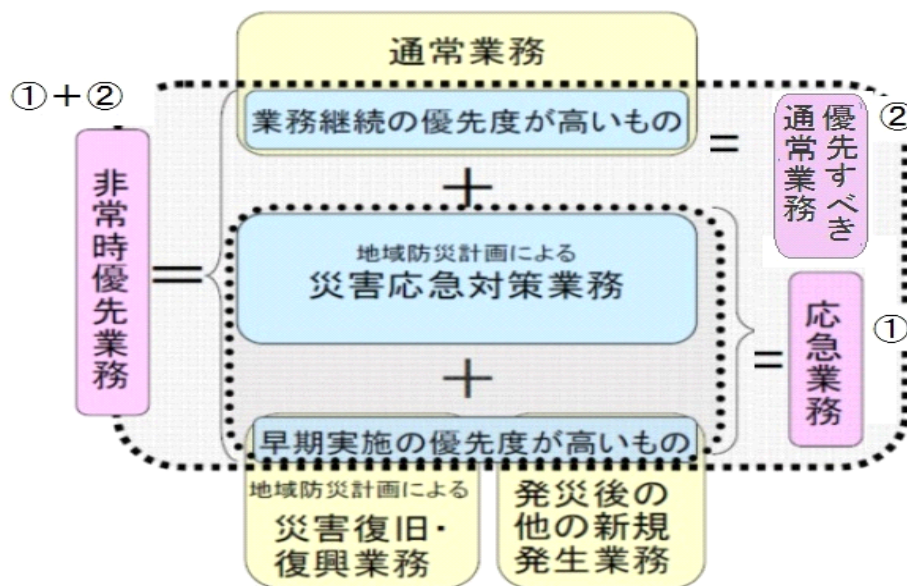
(1) 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、「応急業務」と「優先すべき通常業務」で構成される。

「応急業務」は、県の地域防災計画に定める災害応急活動や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等である。

「優先すべき通常業務」は、通常行っている業務の中で、県民の安全の確保に直結するものや、業務の中断により県民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすものなど発災後であっても速やかな開始・再開が求められる業務である。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てる必要があるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で実施する。



【非常時優先業務のイメージ】

(2) 業務開始目標時間

非常時優先業務の実施にあたっては、業務実施の時間的目標を共有して取り組む必要がある。個々の業務の具体的な対処方針は、災害対策本部会議で示されることになるが、地震発生後の時間経過に応じた大まかな業務開始目標を設定し、迅速な意思決定につなげる。

- フェーズⅠ（地震発生 ～ 10時間）の目標 【初動】 災害対策本部の体制確立
- フェーズⅡ（10時間 ～ 100時間）の目標 【応急】 被災者の救命・救助
- フェーズⅢ（100時間～1000時間）の目標 【復旧】 県民生活の復旧

なお、極力早期の業務再開を促す観点から、個々の非常時優先業務の開始目標時間について、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、1ヶ月と細分化した。

【非常時優先業務選定の考え方】

フェーズ区分	主な対策	業務開始目標時間	該当業務の考え方	非常時優先業務の例	
				応急業務	優先すべき通常業務
I 地震発生 ↓ 10時間	【初動】 災害対策本部 の体制確立	1時間 以内	●初動体制の確立	○職員の緊急参集 ○災害対策本部設置	○県幹部との連絡 ○庁舎機能の維持
		3時間 以内	●被災状況の把握 ●広域応援救助要請 ●救急・救助活動	○被災情報の把握 ○広域応援救助要請 ○災害対策本部会議	○職員の安否確認
II 10時間 ↓ 100時間	【応急】 被災者の 救命・救助	12時間 以内	●応急活動	○医療救護活動 ○緊急物資の確保・輸送	
		1日 以内	●災害救助法 ●緊急輸送体制確保	○ボランティア活動支援 ○管理施設の応急復旧	○公印管守 ○ネットワーク障害対応 ○税窓口事務
		3日 以内	●被災地支援 ●行政機能の回復 ●住宅対策	○被災者ニーズ把握 ○相談窓口の設置 ○健康相談・心のケア	○物品調達・予算調整 ○会計事務 ○全庁ネットワーク運用
III 100時間 ↓ 1000時間	【復旧】 県民生活の 復旧	1週間 以内	●復旧・復興業務開始	○応急教育活動 ○被災状況取りまとめ	○人事管理 ○生活保護・各種手当等支給
		2週間 以内	●復旧・復興業務本格化	※復旧・復興対策の実施	※状況に応じ、縮小・中 断業務の再開

2 非常時優先業務の選定

「業務継続の基本方針」を踏まえ、地震発生時において県として実施すべき非常時優先業務を「応急業務」と「優先すべき通常業務」の区分により、本庁全所属で検討し、484の業務を選定した。

区分	選定方法	業務数
応急業務	大分県地域防災計画で定められ、災害対策本部で実施する業務	311
優先すべき通常業務	各部局の分掌事務のうちから重要度の高い業務を選定	173
計		484

(1) 応急業務

地震発生後、災害対策本部で実施する業務は、次のとおりである。

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日後	3日後	1週間 後	1ヶ月 後
広報班	広報体制の一元化及び全体調整・進管理	○	→	→	→	→	→	→
	報道機関との連絡体制の確立	○	→	→	→	→	→	→
	最も迅速かつ的確な広報手段・方針の検討及び周知	○	→	→	→	→	→	→
	迅速かつきめ細やかな広報についての報道機関への協力要請	○	→	→	→	→	→	→
	プレスルーム等の運営・広報資料の作成及び報道機関への提供	○	→	→	→	→	→	→
	災害救助法の適用に関する報道機関への連絡	○	→	→	→	→	→	→

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
広報班	市町村長の要請に基づく報道機関への避難勧告等に関する放送依頼	○	→	→	→	→	→	→
	情報の集約をし、写真、ビデオ等を用いて災害を幅広く記録	○	→	→	→	→	→	→
	ライフライン情報の報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	気象庁が発表する地震・津波情報等の報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	災害対策本部設置に関する報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	県民への交通規制情報、道路の被災に関する情報の提供	○	→	→	→	→	→	→
	災害が発生、または発生のおそれがある場合の県民への各種情報提供、呼びかけ	○	→	→	→	→	→	→
	公共施設・交通施設の被害状況の報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	避難に関する情報の報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	医療情報、医療救護活動情報、保健衛生活動情報の報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	二次災害防止のための報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	地域安全情報等の報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	生活必需品に関する報道機関・県民等への広報	○	→	→	→	→	→	→
	帰宅困難者に対して、交通機能が停止した場合の行動に関する情報提供				○	→	→	→
	行方不明者、埋葬等の情報に関する報道機関・県民等への広報				○	→	→	→
	他の都道府県等へ応援要請を行った際の報道機関・県民等への広報				○	→	→	→
	義援物資の受付品目、送付場所等の報道機関を通じての広報				○	→	→	→
	ボランティア活動に関する広報				○	→	→	→
その他の広報活動の実施				○	→	→	→	
総合調整室								
調整担当官	室内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	室所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	各部局との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
応急対策調整班	災害応急対策の全体調整及び進行管理	○	→	→	→	→	→	→
	災害情報、被害情報の分析、災害対応資料の作成	○	→	→	→	→	→	→
	対策部の応急対策状況の把握・調整と当面の処置方針及び将来の対応方針の立案	○	→	→	→	→	→	→
	防災ヘリコプターの運用調整(出動させ、ヘリテレ映像の防災センターへの電送)	○	→	→	→	→	→	→
	要救出救助・消防現場の状況把握	○	→	→	→	→	→	→
	市町村間の応援に関する調整・仲介	○	→	→	→	→	→	→
	自衛隊への災害派遣要請に必要な情報の分析	○	→	→	→	→	→	→
	公共施設・交通施設の総合的な被災状況の把握	○	→	→	→	→	→	→
	緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定	○	→	→	→	→	→	→
	政府調査団に関する調整				○	→	→	→
班の処理・対応内容の記録			○	→	→	→	→	
庶務班	庶務班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	本部会議の運営	○	→	→	→	→	→	→
	統括スタッフ会議の運営	○	→	→	→	→	→	→

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
庶務班	緊急通行車両の確認及び災害対策基本法施行規則別記様式第3の標章、第4の緊急通行車両確認証明書の交付	○	→	→	→	→	→	→
	通信班と共同でプレスルーム及び県民向け専用電話等の設置	○	→	→	→	→	→	→
	その他本部の機能維持	○	→	→	→	→	→	→
	その他各班に属さない事項の処理	○	→	→	→	→	→	→
	災害対策本部の活動状況の記録	○	→	→	→	→	→	→
	消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動、広域航空消防の応援要請(文書作成等事務)		○	→	→	→	→	→
	自衛隊へのヘリコプターの出動要請(文書作成等事務)		○	→	→	→	→	→
	自衛隊への災害派遣要請及び受入(文書作成等事務)		○	→	→	→	→	→
	自衛隊への活動拠点、宿泊・給食の見込等の連絡		○	→	→	→	→	→
	海上保安庁等関係機関に対する協力、応援の要請(文書作成等事務)		○	→	→	→	→	→
	県内関係機関(被災地外県内消防本部、自衛隊)に対する応援要請(文書作成等事務)		○	→	→	→	→	→
	庁内の複写機等及び印刷業者の稼働状況の確認による広報活動体制の支援		○	→	→	→	→	→
	地区本部の運営支援			○	→	→	→	→
	県トラック協会に対する応援要請(文書作成等事務)			○	→	→	→	→
	日本赤十字社大分県支部及び自衛隊への物資の確保に関する協力要請(文書作成等事務)			○	→	→	→	→
	現地災害対策本部の設置及び市町村が実施する応急対策に必要な支援				○	→	→	→
	他の都道府県等からの応援受入に際しての、集結場所、活動拠点、宿泊、給食等の検討				○	→	→	→
	国・他都道府県・市町村への技術者等の応援要請及び大分労働局に対する確保要請(文書作成等事務)				○	→	→	→
	災害対策基本法第71条又は災害救助法第24条に基づく技術者等の確保				○	→	→	→
	海上輸送に必要な船舶等(大分県水難救済会所属救助船他)の協力要請(文書作成等事務)				○	→	→	→
給水に関する厚生労働省及び日本水道協会等への応援要請(文書作成等事務)				○	→	→	→	
遺体の移送に伴う自衛隊その他の関係機関への協力要請(文書作成等事務)				○	→	→	→	
広域応援対策班	班の業務実施状況の把握及び班内の役割分担の割当・調整	○	→	→	→	→	→	→
	応急対策調整班との連絡、広域的な視点での同班の分析業務の支援	○	→	→	→	→	→	→
	統括スタッフ会議への出席	○	→	→	→	→	→	→
	広域的な応援が必要となった地域の情報の取りまとめ、整理及び記録、活動の全体調整	○	→	→	→	→	→	→
	広域的な応援が必要と予測される災害の情報の収集・分析	○	→	→	→	→	→	→

広域応援対策班	九州・山口各県及び消防庁(緊急消防援助隊等)への出動要請	○	→	→	→	→	→	
	緊急消防援助隊の受入ルート、集結場所、活動拠点等について市町村等と協議するなどして検討	○	→	→	→	→	→	
	市町村が行う救出救助活動及び消防活動の応援における全体調整	○	→	→	→	→	→	→
	他の都道府県等への応援要請				○	→	→	
	他の都道府県等からの応援の受入れの検討				○	→	→	→
	「九州・山口9県災害時相互応援協定」による九州・山口広域緊急輸送道路の被災状況・復旧状況の把握				○	→	→	→
	車両(輸送調整班)、資機材等(支援物資班)の確保及び輸送に関する指示				○	→	→	→
	福祉保健衛生班等と災害時要援護者の広域避難先の選定に係る協議				○	→	→	
	災害時要援護者の広域避難のための移送に伴う自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等への協力要請				○	→	→	
	災害時要援護者の他市町村への広域避難に関する連絡調整等及び広域避難施設の所在県、厚生労働省、その他関係機関への協力要請				○	→	→	
情報収集班	室内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	室所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	各部局との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	情報内容の確認	○	→	→	→	→	→	→
	市町村等からの住家等の被災状況、避難措置、避難者の情報等の収集	○	→	→	→	→	→	→
	市町村、地区災害対策本部からの災害対応体制の情報収集	○	→	→	→	→	→	→
	市町村等からの道路等の公共施設の被災状況等の情報収集	○	→	→	→	→	→	→
	災害時要援護者情報、医療情報、避難所情報、教育施設等の各災害対策本部からの情報収集	○	→	→	→	→	→	→
	市町村等からの応急用・復旧用物資等の調達、技術者等の確保等、各種要請受理		○	→	→	→	→	→
	被害情報、避難状況等、各種情報の板書整理業務	○	→	→	→	→	→	→
	国(消防庁)、市町村及び防災関係機関への救出救助に関する情報の提供受理	○	→	→	→	→	→	→
	気象庁が発表する気象情報の受理	○	→	→	→	→	→	→
	国(消防庁)、海上保安部、自衛隊からの情報の受理	○	→	→	→	→	→	→
	消防等からの要救出救助の情報の受理	○	→	→	→	→	→	→
	警察からの被害、要救出救助の情報の受理	○	→	→	→	→	→	→
	地域安全情報等の情報の受理			○	→	→	→	→
	県民からの通報による情報収集及び県民からの問い合わせへの受理	○	→	→	→	→	→	→
	ライフライン関係機関等(電気、ガス、水道、通信及び各種交通機関その他の機関)からの情報の受理	○	→	→	→	→	→	→
	市町村等からの自衛隊への災害派遣申請を受理し、応急対策調整班へ報告		○	→	→	→		
	現地対策本部(地区災害対策本部庶務班)からの情報収集		○	→	→	→	→	→
画像情報の受信等に関連する業務	○	→	→	→	→	→		
被害状況、避難状況等に関する情報の整理	○	→	→	→	→	→	→	
市町村、対策部、消防等から収集した情報やとりまとめられた情報をFAX、その他の方法による配信等の整理	○	→	→	→	→	→	→	

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
被災者救援部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
避難所対策班	避難所対策班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	開設された避難所の規模、運営状況及び被災者からの要望等の集約			○	→	→	→	→
	市町村が行う避難所外被災者の状況調査の集約				○	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	市町村からの要請による避難所開設・運営に関する協力及び県管理施設の開放			○	→	→	→	→
	福祉保健衛生班等と災害時要援護者の広域避難先の選定に係る協議				○	→	→	→
	県内における避難所間の被災者の移動に関する調整				○	→	→	→
	教育施設が避難所となった場合の授業再開に関して、市町村、県教育委員会、児童・生徒対策班等と協議					○	→	→
	避難所での動物飼育状況の把握、獣医師の派遣等の支援				○	→	→	→
	避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整、他自治体との連絡調整及び要請				○	→	→	→
ボランティア調整班	ボランティア活動に係る情報の集中化・一元化及び総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	県社協災害ボランティアセンター(県社協事務所内に設置)及び現地災害ボランティアセンター(市町村社協などが設置)への連絡調整職員の派遣、各センター職員の受入	○	→	→	→	→	→	→
	被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県社協の協力を得ながらボランティア・NPO等の受入に関する連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	県社協災害ボランティアセンター及び関係機関との連絡調整及び情報の共有	○	→	→	→	→	→	→
廃棄物対策班	関係団体との協定に基づく災害廃棄物の広域処理の推進				○	→	→	→
	廃棄物処理施設の被害状況の集約			○	→	→	→	→
	廃棄物の処理方法及び収集場所の助言並びに情報提供				○	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達			○	→	→	→	→
支援物資部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
支援物資班	食料及び生活必需品供給又は貸与のための必要品目、量等の情報管理及び供給計画の作成、進行管理	○	→	→	→	→	→	→
	救助物資の給与又は貸与に係る総合的な連絡調整及び指導	○	→	→	→	→	→	→
	各部局等の主管課に物資の調達を依頼し、部内各課又は指定地方行政機関の保有する物資及び資機材の供給要請	○	→	→	→	→	→	→
	あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資及び資機材の調達	○	→	→	→	→	→	→

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
支援物資班	備蓄物資による生活必需品の給与又は貸与	○	→	→	→	→	→	→
	あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、流通在庫による生活必需品の給与又は貸与	○	→	→	→	→	→	→
	物資供給に係る県内市町村への要請	○	→	→	→	→	→	→
	市町村等からの救助物資供給要請状況の把握	○	→	→	→	→	→	→
	市町村に対する救助物資の配分	○	→	→	→	→	→	→
	救助物資の集積、保管、分類、配分及び在庫管理		○	→	→	→	→	→
	救援活動に必要な資機材の確保		○	→	→	→	→	→
	定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施						○	→
	消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に対応						○	→
	大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況をできる限り毎日把握				○	→	→	→
	災害対応等に必要な燃料は、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者等の支援に関する協定書」に基づき確保		○	→	→	→	→	→
	地区災対庶務班からの報告により、物資の過不足状況を把握し、義援物資の受付品目、送付場所等を決定		○	→	→	→	→	→
	義援物資の受入・集積		○	→	→	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
食糧班	食糧班の総合調整、進捗状況の管理、支援物資班との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	救援物資・義援物資の給与等に係る総合的な連絡調整及び指導	○	→	→	→	→	→	→
	農林水産省生産局あて政府所有米穀の緊急引渡し要請	○	→	→	→	→	→	→
	政府所有米穀の緊急引渡しに関する引取人の指定、緊急引渡しの実施	○	→	→	→	→	→	→
	食料供給に係る他自治体等への要請	○	→	→	→	→	→	→
	農漁業団体等が保有する農水産物の供給及びあっせん	○	→	→	→	→	→	→
	流通在庫による食料の供給及びあっせん	○	→	→	→	→	→	→
	給水班の編制及び派遣	○	→	→	→	→	→	→
	あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、流通在庫によるボトル水等の供給及びあっせん	○	→	→	→	→	→	→
	市町村等からの食料供給要請状況の把握	○	→	→	→	→	→	→
	市町村に対する食料等の配分	○	→	→	→	→	→	→
	食料等の集積、保管、分類及び在庫管理	○	→	→	→	→	→	→
	定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施						○	→
	消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に対応						○	→
	大規模小売店等の営業状況をできる限り毎日把握						○	→
	義援物資の受付品目、送付場所等の決定				○	→	→	→
義援物資の受入・集積				○	→	→	→	
各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→	

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
福祉保健医療部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
医療活動支援班	総合調整室情報収集班と連携して、また、「おおいた医療情報ほっとネット」を活用して、医療情報の収集・整理を行い、情報収集班、広報班及び地区災害対応班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係団体、医療機関、県民等へ情報提供	○	→	→	→	→	→	→
	被災地における医療ニーズ、医療機関、薬局の状況等の把握	○	→	→	→	→	→	→
	備蓄している緊急医薬品等医療セットの供給、また、医薬品卸売業者と連携し、流通在庫を有効活用			○	→	→	→	→
	九州・山口各県及び厚生労働省への医薬品・医療資器材の供給要請				○	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達		○	→	→	→	→	→
	医療救護活動情報の集約及び広報のための情報提供			○	→	→	→	→
	医療従事者の確保(医療従事者の不足の把握等)			○	→	→	→	→
	傷病者の受入についての情報の提供			○	→	→	→	→
	大分DMAT指定病院にDMAT及び災害医療コーディネーターの派遣を要請	○	→	→	→	→	→	→
	DMAT等の受入及び医療救護活動に必要な調整			○	→	→	→	→
	県医師会に災害医療コーディネーターの派遣を要請				○	→	→	→
	被災地における医療救護活動の調整			○	→	→	→	→
	国、他自治体及び医療関係団体への医療活動支援要請			○	→	→	→	→
	日本赤十字社大分県支部及び大分県医師会に医療救護班を、大分県看護協会に対し災害派遣ナースの派遣を要請			○	→	→	→	→
	広域応援支援班と連携して他県及び厚生労働省に対してDMATの派遣を要請			○	→	→	→	→
	広域応援支援班と連携して九州・山口各県に対し、「災害時応援協定」に基づく医療支援班の派遣を要請				○	→	→	→
	九州・山口各県及び厚生労働省への重症患者等の受入要請			○	→	→	→	→
	航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置の要請			○	→	→	→	→
	域外搬送及び広域医療搬送に要する救急車両又はヘリコプター等の他県又は自衛隊への派遣要請及び搬送の支援			○	→	→	→	→
	日本赤十字社大分県支部、県医師会及び県看護協会等への巡回医療チームの編成・派遣の要請					○	→	→
相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせへの対応	○	→	→	→	→	→	→	
福祉保健衛生班	福祉避難所開設への支援				○	→	→	→
	災害時要援護者の被災状況の把握及び対策	○	→	→	→	→	→	→
	必要に応じて広域応援対策班、避難所対策班及び厚生労働省とも協議をしながら、県内外の社会福祉施設等の中から災害時要援護者の広域避難先を選定				○	→	→	→
	被災地で地区災害対応保健所班が行う公衆衛生活動支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時公衆衛生対策チームの編成・派遣(大分県災害時公衆衛生対策チーム派遣調整)		○	→	→	→	→	→

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
福祉保健衛生班	被災地における保健衛生ニーズの把握及び保健衛生活動の調整(大分県保健所初動対応チーム出動)	○	→	→	→	→	→	
	被災地への健康相談チーム及び精神保健活動チーム等の派遣				○	→	→	→
	市町村へ支援職員(地区災対保健所班)を派遣し、市町村が実施する保健衛生活動(災害時要援護者への保健指導及び情報提供、健康相談、栄養指導対策、健康教室、家庭訪問)を支援	○	→	→	→	→	→	→
	保健衛生活動情報の集約及び広報のための情報提供をするとともに、関係市町村及び厚生労働省等へ報告	○	→	→	→	→	→	→
	各学校が行う保健衛生措置への応援				○	→	→	→
	被災動物の保護対策				○	→	→	→
	市町村が実施する防疫活動の指導又は防疫活動の実施				○	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	被災市町村外における遺体の埋・火葬の受入可能地の選定及び協力要請					○	→	→
遺体の埋葬に関する情報の集約	○	→	→	→	→	→	→	
児童・生徒対策部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
児童・生徒対策班	児童・生徒対策班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	教育施設、児童・生徒・学生及び学校職員の被災状況、避難所としての学校の使用状況等の把握	○	→	→	→	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	各学校が行う保健衛生措置に係る福祉保健衛生班及び地区災対保健所班への応援要請				○	→	→	→
	児童生徒等の保健衛生管理				○	→	→	→
	校舎等の被害状況の把握、建物の修繕・仮設校舎の設置等の応急措置				○	→	→	→
	県立学校における応急措置の実施						○	→
	応急授業の実施状況の把握及び支援						○	→
	教育施設が避難所となった場合の授業再開に関して市町村、県教育委員会、避難所対策班等との間で協議						○	→
	私立学校における応急措置の実施						○	→
	応急授業の実施状況の把握及び支援						○	→
	私立学校が避難所となった場合の授業再開に関して市町村、県教育委員会、避難所対策班等との間で協議						○	→
	市町村教育委員会が実施する学校の応急措置に対する援助・協力						○	→
	応急授業の実施状況の把握及び支援						○	→
教育施設が避難所となった場合の授業再開に関して市町村、県教育委員会、避難所対策班等との間で協議						○	→	
教材学用品の供給措置						○	→	
文化財の被害状況の把握等						○	→	

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
通信・輸送部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
通信班	通信班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	電話回線及び庁内放送設備の点検・確認	○	→	→	→	→	→	→
	庶務班と共にプレスルーム及び県民向け専用電話等の設置	○	→	→	→	→	→	→
	電気通信事業者(NTT等)との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	九州総合通信局や移動通信事業者(NTTドコモ等)等に要請し、移動通信機器(衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等)を搬入・供給		○	→	→	→	→	→
	防災行政無線等(大分県防災情報システム等)庁内無線設備の点検・起動、庁内放送整備の点検・確認	○	→					
	被災地への防災行政無線、衛星系移動通信機器等の持込みによる通信連絡手段の確保			○	→	→	→	
	防災関係機関が保有する通信機能の確認		○	→	→			
	孤立防止対策用衛星電話等の無線局の活用	○	→	→				
	庁内LANの点検・確認・暫定復旧(県庁機能全壊:衛星系移動通信機器等、県庁機能一部損壊:防災行政無線・防災相互通信用無線等、県庁機能支障なし:防災行政無線・水防無線・消防救急無線等を活用)及びプレスルームへのインターネット回線設置	○	→	→	→	→	→	→
	通信連絡手段の確保状況について資料を作成し、必要に応じて各部に配布するとともに、九州総合通信局との連絡調整		○	→	→	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
輸送・調整班	輸送・調整班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	交通情報の収集・把握及び情報収集班への報告	○	→	→	→	→	→	→
	鉄道途絶等の際、代替交通手段確保(バス輸送等)のための交通事業者等との調整	○	→	→	→	→		
	輸送関係団体との連絡調整		○	→	→	→	→	→
	隣接市町村間における輸送拠点使用に関する要請		○	→	→	→	→	→
	他の都道府県等からの応援受入にあたっての交通ルートの検討		○	→	→	→	→	→
	海上輸送ルートの決定		○	→	→	→	→	
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	輸送用車両(県有車両、県有車両以外)を確保し、災対本部及び地区災対の要請に応じて配車		○	→	→	→	→	→
	食料、救援物資、人員等の緊急輸送手段及び経路の決定		○	→	→	→	→	
	救助物資の物資集積場までの輸送の確保		○	→	→	→	→	→
	義援物資の物資集積場までの輸送の確保				○	→	→	→
災害救助法が適用された場合の輸送は、他の部局及び機関の協力を求めて実施		○	→	→	→	→	→	

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
社会基盤対策部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
公共・土木施設班	高速道路、国道、県道の被害状況の把握（緊急輸送道路を優先）	○	→	→	→	→		
	県管理道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であるときは通行規制の実施	○	→	→	→	→	→	
	県管理道路の被害状況を警察署や関係機関への連絡	○	→	→	→	→		
	公共施設の被害状況についての情報の収集及び提供	○	→	→	→	→	→	
	啓開及び復旧を優先する緊急輸送道路や主要道路の選定	○	→	→	→			
	大分県建設業協会の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、支部または会員から聞き取るなど、道路啓開や応急復旧体制（人員や重機等の量）を把握	○	→	→	→	→	→	
	水防本部の事務	○	→	→	→	→	→	
	緊急輸送道路及び港湾の応急復旧		○	→	→	→	→	
	港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資集積場所を確保				○	→	→	
	市町村の施設に対する応急復旧の支援					○	→	→
	二次災害の防止活動					○	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	応急住宅対策班	被災地における住宅を失った世帯の住宅ニーズの把握				○	→	→
被災地における住宅ニーズへの対応方針の決定							○	→
被災した住宅に対する災害救助法に基づく応急修理の実施					○	→	→	→
住居又はその周辺の障害物の除去					○	→	→	→
公営住宅の空き部屋調査、緊急家賃調査、総合住宅相談所の開設・運営に関する総合調整					○	→	→	→
仮設住宅の確保及び住宅の応急修理に関する関係団体への応援協定に基づく協力依頼					○	→	→	→
各種情報の情報収集班への伝達					○	→	→	→
市町村が行う被災者に対する住宅を建設又は仮設する上で、不足する資機材の供給あつせん、建設技術者及び建設技能者の派遣又はあつせん、保有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げへの協力							○	→
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び管理							○	→
災害公営住宅の建設								○
農林水産基盤対策部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→

担当部・担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
農林水産基盤対策班	農林水産基盤対策班の総合調整、進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	交通施設の被災状況の把握	○	→	→	→	→	→	→
	緊急輸送道路の啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路の選定	○	→	→	→	→	→	→
	緊急輸送港の応急復旧		○	→	→	→	→	→
	公共施設の被害状況についての情報の収集及び提供	○	→	→	→	→	→	→
	農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供並びに応急復旧	○	→	→	→	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	漁港施設、公共用地等を利用して物資集積場所を確保		○	→	→	→	→	→
	被災地の農林水産業に必要な応急物資の供給に係る関係団体への協力要請		○	→	→	→	→	→
	二次災害の防止活動		○	→	→	→	→	→
治安対策部								
調整担当官	部内の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	部所管事務の進捗状況の管理	○	→	→	→	→	→	→
	総合調整室との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
警備班	警備班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	住民の避難誘導	○	→	→	→	→	→	→
	被災者の救出・救助	○	→	→	→	→	→	→
	困りごと相談所の開設				○	→	→	→
	臨時交番等の設置				○	→	→	→
	防犯パトロールの実施					○	→	→
	犯罪の取締り					○	→	→
	地域安全情報等の広報のための提供					○	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
交通班	交通班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	住民の避難誘導	○	→	→	→	→	→	→
	被災者の救出・救助	○	→	→	→	→	→	→
	交通情報の収集・把握・報告	○	→	→	→	→	→	→
	県民への交通規制情報、道路の被災に関する情報の提供	○	→	→	→	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	道路の交通規制の実施	○	→	→	→	→	→	→
	交通規制の実施	○	→	→	→	→	→	→
	緊急交通路の確保	○	→	→	→	→	→	→
	緊急通行車両の確認及び標章の交付	○	→	→	→	→	→	→
	帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導		○	→	→	→	→	→
	帰宅困難者の救護及び避難所への誘導		○	→	→	→	→	→

(2) 優先すべき通常業務

地震発生後においても、県民生活に密接に関わる業務などについては、各部局において継続して実施することとし、その内容は次のとおりである。

所 属		開始目標時間割						
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日後	3日後	1週間 後	1ヶ月 後
総務部								
知事室	知事・副知事の秘書業務(災害対策本部及び各部局との連絡調整)	○	→	→	→	→	→	→
行政企画課	九州・山口9県被災地支援対策本部に関する業務	○	→	→	→			
	関西広域連合との災害時応援協定に係る連絡調整	○	→	→	→			
	全国知事会における災害時応援に係る連絡調整	○	→	→	→			
	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
県有財産経営 営室	県有財産に係る被害状況調査及び施設開放などに関する協議	○	→	→	→	→	→	→
	被災財産に関する協議					○	→	→
県政情報課	文書の收受及び発送				○	→	→	→
法務室	県報発行業務	○	→	→	→	→	→	→
人事課	災害対応に係る人員確保等に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
	災害業務に従事する職員の労働安全衛生等に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
財政課	災害に伴う予算対応業務	○	→	→	→	→	→	→
税務課	税務電算システム復旧対応	○	→	→	→	→	→	→
	災害に関する県税賦課徴収事務の減免等の広報	○	→	→	→	→	→	→
市町村振興 課	総合庁舎の被害状況調査及び対応方針検討等に関する事務	○	→	→	→	→	→	→
	住民基本台帳ネットワークシステム復旧対応				○	→	→	→
	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定に係る連絡調整						○	→
	普通交付税の繰上交付事務				○	→	→	→
	繰延投票、開票・選挙会の日時変更の要否決定(告示日～投票日当日の間に災害が発生した場合)		○	→				
総務事務セ ンター	給与の集中管理業務				○	→	→	→
企画振興部								
政策企画課	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	人事組織管理事務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
パスポート室	旅券申請受付、交付		○	→	→	→	→	→
広報広聴課	県庁ホームページ・ツイッターの管理運用				○	→	→	→
	県政テレビ枠を使った情報の提供						○	→
	ラジオ番組の原稿作成						○	→
	新聞による広報「県政だより」制作							○
観光・地域局・景 観・まちづくり室	都市再生整備計画事業(災害に関連する業務)				○	→	→	→

所 属		開始目標時間割						
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日後	3日後	1週間 後	1ヶ月 後
福祉保健部								
福祉保健企 画課	保健所の情報の収集・分析・提供に関する事務	○	→	→	→	→	→	→
	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
地域福祉推 進室	災害救助業務	○	→	→	→	→	→	→
	住宅手当の給付					○	→	→
医療政策課	医療安全支援センターの設置・運営(医療相談)				○	→	→	→
	医療法等に基づく指導、認可等に関する事務						○	→
	救急・小児救急医療事務						○	→
	災害救急医療事務						○	→
健康対策課	保健所地域保健課との業務調整	○	→	→	→	→	→	→
	保健所の健康危機管理対応の調整	○	→	→	→	→	→	→
高齢者福祉 課	高齢者虐待など高齢者権利擁護に関する事務				○	→	→	→
こども子育て 支援課	児童虐待防止等要保護児童対策				○	→	→	→
障害福祉課	精神措置入院対応(診察・移送)	○	→	→	→	→	→	→
生活環境部								
生活環境企 画課	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
食品安全・衛 生課	食中毒、レジオネラ症、動物咬傷事故等の対応				○	→	→	→
	苦情・県民相談対応				○	→	→	→
環境保全課	水道水の安全確保等対策	○	→	→	→	→	→	→
	モニタリングポストによる空間放射線量のモニタリング	○	→	→	→	→	→	→
	水質汚濁事故対応		○	→	→	→	→	→
廃棄物対策 課	廃棄物の不法投棄、不適正処理に係る苦情・県民相談対応 (健康被害、環境汚染のおそれがあるものに限る。)				○	→	→	→
商工労働部								
商工労働企 画課	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
経営金融支 援室	中小企業の金融支援策に関する業務		○	→	→	→	→	→
工業振興課	産業科学技術センターとの連絡・調整				○	→	→	→
	電力需給対策	○	→	→	→	→	→	→
情報政策課	豊の国ハイパーネットワーク、庁内ネットワーク維持	○	→	→	→	→	→	→
	重要な情報システムの維持	○	→	→	→	→	→	→
	パソコン、複合機等の稼働維持	○	→	→	→	→	→	→
	コンピュータウイルス、情報セキュリティ対応	○	→	→	→	→	→	→
労政福祉課	労働相談					○	→	

所 属		開始目標時間割						
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日後	3日後	1週間 後	1ヶ月 後
農林水産部								
農林水産企 画課	農林水産業災害に関する業務				○	→	→	→
	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
農地農振室	農地転用許可				○	→	→	→
工事技術管 理室	地方機関を含むパソコンの管理				○	→	→	→
	積算システムの運営管理				○	→	→	→
団体指導・金 融課	農林漁業制度資金貸付業務				○	→	→	→
	共同利用施設災害復旧事業に関する業務				○	→	→	→
研究普及課	気象災害に関する業務				○	→	→	→
農山漁村・担 い手支援課	農業大学校に関する業務				○	→	→	→
集落・水田対 策室	主要農作物の種子対策、種子管理事業に関する業務				○	→	→	→
おおいたブラ ンド推進課	農業団体等が保有する農産物の供給及びあっせん				○	→	→	→
	被災状況の調査				○	→	→	→
園芸振興室	被災状況の調査				○	→	→	→
畜産振興課	家畜伝染病予防事業、防疫対策に関する業務				○	→	→	→
	BSE清浄化緊急対策事業に関する業務				○	→	→	→
	畜産の企画、立案及び推進に関する事務				○	→	→	→
農村整備計 画課	大分県央飛行場に関する業務				○	→	→	→
農村基盤整 備課	災害復旧事業に関する業務				○	→	→	→
林務管理課	災害復旧事業				○	→	→	→
	森林計画図簿の管理・交付				○	→	→	→
林産振興室	県産材の供給及びあっせん				○	→	→	→
森林保全課	災害復旧事業				○	→	→	→
森との共生 推進室	狩猟免許試験・更新・狩猟者登録				○	→	→	→
森林整備室	県営林分収造林契約の変更・解除・登記				○	→	→	→
	森林国営保険事務				○	→	→	→
漁業管理課	漁業取締、漁業調整				○	→	→	→
	漁業被害(赤潮・油流出等)防止に関する業務				○	→	→	→
	貝毒による健康被害防止に関する業務				○	→	→	→
水産振興課	災害復旧事業				○	→	→	→
漁港漁村整 備課	災害復旧事業				○	→	→	→

所 属		開始目標時間割						
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日後	3日後	1週間 後	1ヶ月 後
土木建築部								
土木建築企 画課	建設業許可、経営事項審査					○	→	→
	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	人事組織管理事務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
公共工事入 札管理室	応急工事等に係る入札契約事務の相談業務				○	→	→	→
建設政策課	政府予算・交付金事務					○	→	→
	技術管理関係問い合わせ				○	→	→	→
	電子入札システム、土木総合システム、積算システムの運用保守				○	→	→	→
	防災映像共有・公開・道路規制情報提供システム運用保守	○	→	→	→	→	→	→
工事検査室	工事検査業務(優先度の高い工事に限る。)				○	→	→	→
道路課	道路維持・管理業務				○	→	→	→
道路保全整 備室	道路工事管理業務				○	→	→	→
	災害復旧事業				○	→	→	→
河川課	河川占用許可等				○	→	→	→
	ダム情報の収集及び通信連絡				○	→	→	→
	河川総合情報システムの運用管理				○	→	→	→
	災害復旧事業				○	→	→	→
港湾課	災害復旧事業				○	→	→	→
	港湾施設占使用許可等管理業務				○	→	→	→
砂防課	災害復旧事業				○	→	→	→
都市計画課	開発許可の審査				○	→	→	→
	街路工事に関する業務(都市災害復旧事業含む)				○	→	→	→
公園・生活排 水課	災害復旧事業				○	→	→	→
建築住宅課	宅地建物取引業の許認可					○	→	→
	災害復旧事業				○	→	→	→
公営住宅室	県営住宅入居者の決定事務					○	→	→
	県営住宅の家賃決定及び調定					○	→	→
	災害復旧事業				○	→	→	→
施設整備課	県庁舎(本館、新館、別館)の保安全管理	○	→	→	→	→	→	→
	災害復旧事業				○	→	→	→
会計管理局								
会計課	国費の歳入歳出・債権管理に関する業務				○	→	→	→
	収納・支払事務、基金管理・資金管理事務				○	→	→	→
	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→

所 属		開始目標時間割						
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日後	3日後	1週間 後	1ヶ月 後
審査・指導室	支出負担行為及び支出命令等の審査				○	→	→	→
	本庁・かいに係る会計事務の指導及び相談				○	→	→	→
	財務会計システム等の維持、連携			○	→	→	→	→
用度管財課	電話設備維持及び電話交換	○	→	→	→	→	→	→
	公用車運転業務				○	→	→	→
	県庁舎の取締り	○	→	→	→	→	→	→
議会事務局								
総務課	議員の登退庁・派遣業務	○	→	→	→	→	→	→
	議長、副議長秘書業務	○	→	→	→	→	→	→
人事委員会事務局								
公務員課	人事委員会の開催・運営(緊急案件に限る。)	○	→	→	→	→	→	→
労働委員会事務局								
調整審査課	不当労働行為事件等の受付			○	→	→	→	→
	労働組合の資格審査の受付			○	→	→	→	→
監査事務局								
第一課 第二課	住民監査請求事務			○	→	→	→	→
企業局								
総務課	現金及び有価証券の出納及び保管に関する業務				○	→	→	→
	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
工務課	電力の供給に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
	工業用水、上水道原水及び農業用水の供給に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
	ダムの管理に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
	営業に係る許認可申請及び報告に関する業務				○	→	→	→
教育庁								
教育改革・企画課	教育委員との連絡調整				○	→	→	→
	大分県教育委員会ホームページの維持管理(情報発信)				○	→	→	→
	議会関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
教育人事課	職員の任免に関する業務						○	→
教育財務課	施設の被害状況把握、応急措置、災害復旧事業				○	→	→	→
	大分教育ネットワークシステム等の維持管理				○	→	→	→
	予算関係業務					○	→	→
福利課	職員の健康管理に関する業務				○	→	→	→
義務教育課	市町村立学校の学校教育に関する業務				○	→	→	→
生徒指導推進室	児童生徒のケアに関する業務				○	→	→	→
特別支援教育課	特別支援学校の学校教育(児童生徒のケア含む。)に関する業務				○	→	→	→

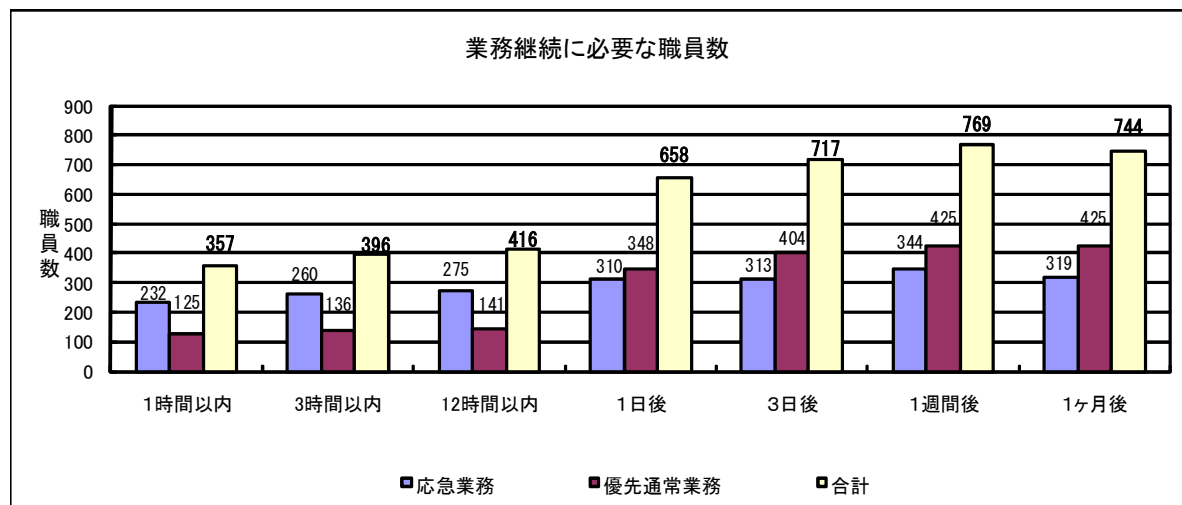
所属		開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
高校教育課	公立高校の学校教育(生徒のケア含む)に関する業務				○	→	→	→
社会教育課	図書館、社会総合センター等所管施設の被害状況把握及び連絡・調整	○	→	→	→	→	→	→
文化課	芸術会館、歴史博物館等所管施設の被害状況把握及び連絡・調整	○	→	→	→	→	→	→
	文化財の被害状況の把握等						○	→
体育保健課	公立学校の学校教育(保健・安全等)に関する業務				○	→	→	→
	総合体育館等所管施設の被害状況把握及び連絡・調整	○	→	→	→	→	→	→

3 非常時優先業務の実施に必要な人員

各経過時間において、非常時優先業務を遂行するために必要な人員（職員数）は次のとおりである。

【業務継続に必要な職員数】

区分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後	備考
応急業務	232	260	275	310	313	344	319	
優先通常業務	125	136	141	348	404	425	425	
合計	357	396	416	658	717	769	744	



第4章 業務継続体制の確保

地震発生時の業務継続体制を確保するためには、非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源の状況を分析し、不足が予測されるものについて対策の検討が必要である。

このうち、人的資源である職員の確保については、地震発生の時間帯により大きく左右されることから、勤務時間内と勤務時間外とを分けて検討する。その上で、業務に従事できる職員数を経過時間ごとに把握し、これを非常時優先業務の必要職員数と対比することにより、業務目標開始時間ごとの過不足を算出し、必要に応じた応援体制を検討する。

1 初動体制確保の方針

人命救助は地震発生後72時間が勝負といわれることから、直ちに被災状況の把握を開始するとともに、自衛隊、警察、消防等の広域応援を要請するなど、被災者の救助・救援活動を迅速かつ的確に実施する初動体制を速やかに確保する。

- ①地震発生後直ちに（遅くとも10分後）、情報連絡体制を確保
- ②地震発生30分後には、災害対策本部の初動体制を構築
- ③地震発生後1時間を目途に、第1回の災害対策本部会議を開催

2 職員の参集

(1) 勤務時間内の地震発生

①地震発生時の行動

地震動が収束するまでの間、職員自身及び来庁者の安全確保を図り、収束後直ちに、災害対策本部の第一要員は防災センター（新館8階）、又は各対策部の指定場所に集合（※）し、そのほかの職員は、通常業務を一旦停止し、負傷者の救助にあたる一方、津波の浸水による被害を避けるため、周辺から県庁舎に避難してきた方々とともに迅速に高い位置に移動する。

また、庁舎外にいる職員は、安全を確保し、帰庁又は最寄りの参集可能庁舎に参集する。

※災害対策本部の設置場所は諸条件を勘案し、今後慎重に検討する。

②非常時優先業務の実施

執務室内や周辺の被災状況を確認のうえ、書類等の片付けや電源の確保、パソコンの動作確認等により執務環境を整え、応急業務等に着手する。

③家族等の安否確認

電話による確認は輻輳等により困難が想定されることから、災害伝言ダイヤル等の非常時の安否確認方法について家族で確認しておく。

(2) 勤務時間外の地震発生

①職員の緊急参集

休日、夜間等の勤務時間外に巨大地震が発生した場合、職員は連絡を待たず、原則として徒歩又は二輪車（自転車、バイク）により参集する。

ただし、津波による浸水の影響等を十分に考慮し、最新情報の入手や的確な状況判断などにより、職員自身の安全を確保、確認して参集するものとする。

なお、交通途絶などにより所定の場所に参集できない場合は、①自己の業務に関連する

最寄りの県の機関、②最寄りの振興局、③最寄りの県の機関に参集する。

②職員の安否確認

初動体制の構築に必要な職員を確保するため、職員の安否確認を行い、参集可能職員数を把握する。

安否確認は、携帯電話等での連絡に合わせ、輻輳による影響が少ない携帯電話メールを用いることとし、事前に職員のメールアドレスを確認しておくなど必要な措置を講じる。なお今後、職員の安否確認のためのメールシステムの構築について検討する。

3 参集可能職員数

(1) 参集予測

勤務時間外に地震が発生した場合に参集が可能な職員数について、津波浸水予測調査の結果を前提に、県庁舎周辺は、地震発生後に津波が押し寄せて、浸水するものと想定し、職員の居住状況を踏まえ、職員本人や家族の被災、交通事情等の条件を設定して予測する。

【前提条件、試算方法】

- ①南海トラフなど広範囲を震源とするM9クラスの地震が発生し、大分市では震度6強の揺れを観測する。大津波警報が発令され、4mを超える津波が押し寄せる（地震発生87分後に+1m波高の津波）と想定する。
- ②地震発生直後の参集は、津波襲来等を勘案し、3km以内に居住している職員が徒歩で登庁する。その後については、津波警報は発災後丸一日経過して解除されると想定し、解除の後、徒歩により参集するものとする。
- ③地震発生から3日間は、徒歩により参集するものとし、歩行速度は、道路事情等を考慮して、平常時（4km/時）より遅い、3km/時と想定する。
- ④地震発生から2週間程度で、職員の大半は勤務地への参集が可能になるものとする。しかし、自宅の全壊や家族の死傷等により、2割（阪神・淡路の例）の職員が参集できないと想定し、8割の参集率とする。

(2) 予測結果

地震発生後の経過時間ごとに参集可能職員数を予測した結果は次のとおりである。

区分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
総務部	54	54	54	124	134	134	134
企画振興部	38	38	38	95	99	101	101
福祉保健部	45	45	45	134	143	143	143
生活環境部	46	46	46	116	120	122	122
商工労働部	34	34	34	101	106	114	114
農林水産部	78	78	78	211	245	248	248
土木建築部	50	50	50	150	186	192	192
会計管理局	10	10	10	54	54	54	54
各種委員会等	15	15	15	45	53	55	56
企業局	7	7	7	24	28	28	29
教育委員会	45	45	45	129	150	174	173
計	422	422	422	1,183	1,318	1,365	1,366

※対象職員数は、1,708人（H25.9.1現在）。「個別に確認した参集が見込める職員数」×0.8

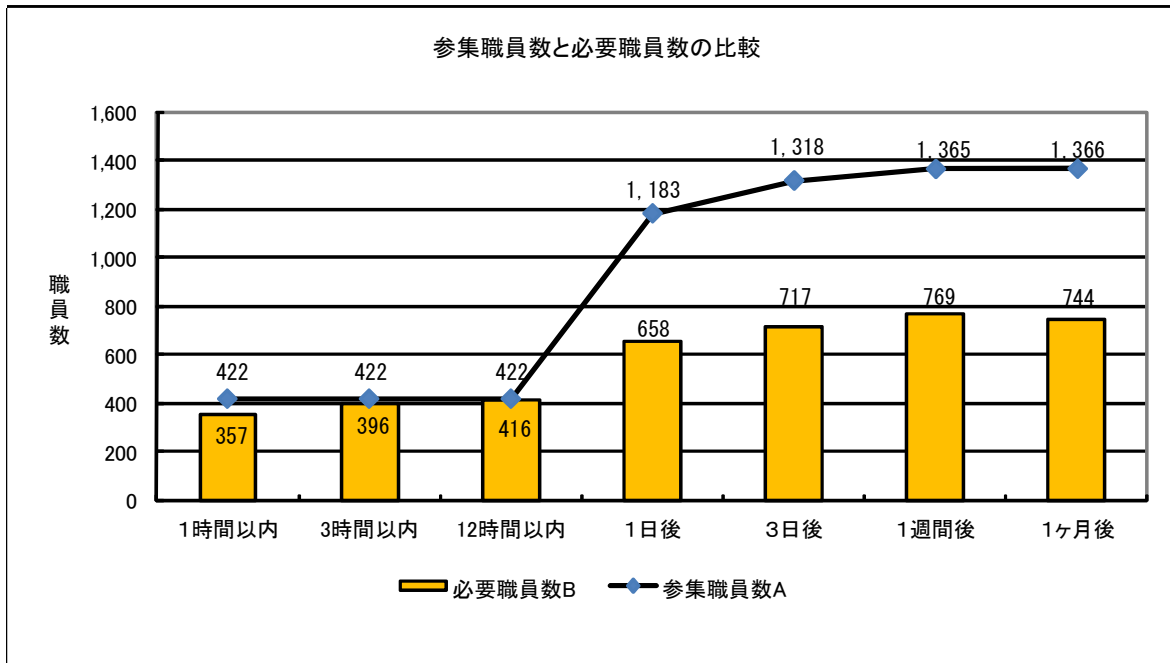
実際の参集にあたっては、徒歩だけでなく、自転車やバイク等で参集する職員も想定されるため、予測よりも短時間でより多くの職員の参集が可能となる一方、本人及び家族の被災状況や周辺地域の救助活動等により参集が困難となる職員も想定される。

(3) 業務継続に必要な人員と参集可能職員数

非常時優先業務に必要な人員と地震発生後の参集可能職員数について、勤務時間外に発生した場合においても、発災直後の初動体制の構築に必要な人員は、確保できる見込みである。

【参集職員数と必要職員数の比較】

区 分	発災後の経過時間						
	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
参集職員数A	422	422	422	1,183	1,318	1,365	1,366
必要職員数B	357	396	416	658	717	769	744
差 引 (A-B)	65	26	6	525	601	596	622



(4) 勤務公署近傍地への居住義務について

災害対策本部及び地区災害対策本部において、迅速に指揮すべき立場にある職員について、勤務公署近傍地への居住することを義務づけ、発災後直ちに参集（登庁）できる体制を構築している。

4 業務継続のための措置

(1) 災害対策本部の業務遂行体制

① 執務環境及びスペースの確保

会議室や共用スペース等の片付け、コピー機への不具合の対応、飲食物の確保、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保等を行う。

②職員の持続可能な勤務のための措置

本部業務に従事する職員の健康管理に留意するとともに、職員の交代による勤務体制を整え、勤務時間終了職員は必ず帰宅する。なお、帰宅が困難な場合には、庁内に確保する休憩、仮眠スペースで休養を取る。

③物資等の調達

部局横断で取り組む災害対策本部の非常時優先業務に必要な物資等の調達に係る予算の確保を図るとともに、会計処理の円滑な実施を図る。

④帰宅困難者等への対応

帰宅困難な職員の休憩、仮眠のため、会議室等のスペースを確保する。

来庁中に被災した帰宅困難者のため、会議室等を退避場所として確保し、提供する。

⑤負傷者の援護

負傷者が発生し、その付近に居合わせた際には、救命・救急措置や応急手当など必要な処置を速やかに行い、緊急な手当が必要な負傷者や急病人については医療機関に順次搬送する。

(2) 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたり、必要な人員数に過不足が生じる場合、次のとおり職員配置の調整を行う。

①災害対策本部の要員

第1次配備体制として、本庁各部局の概ね2割の職員を要員として確保したうえで、災害に関する情報の収集・伝達、特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施することとし、各対策部の人員に過不足が生じる場合においては、本部の要員の範囲内で調整する。

また、被害の拡大に応じて集中的・総合的な災害応急対策を実施するため、さらには、強力・総合的な災害応急対策を実施するため、要員を拡大する必要がある場合には、総務部人事課と協議のうえ、本部長が判断し決定する。

②各部局の職員

各部局において優先すべき継続業務の実施にあたり、人員が不足する場合においては、まず、1次調整として部局内で調整（各部局主管課で対応）することとし、さらに、部局内で不足が生じる場合は、総務部人事課と協議のうえ、2次調整として他部局に応援を要請する。

③地区災害対策本部の要員

大規模な災害が発生した地域において、あらかじめ設定した要員数が確保できない場合、あるいは、それを上回る人員が必要になり要員を増やす場合、地区災害対策本部長は管内の県関係機関の長と協議のうえ、必要な人員を確保する。管内で確保が困難な場合、地区災害対策本部長は災害対策本部（総合調整室）に職員の応援を要請するものとする。

災害対策本部（総合調整室）は、総務部人事課と協議のうえ、本庁及び他の管内で非常時優先業務に従事していない職員等について、職務の専門性・職員の居住地等に配慮した要員の派遣を検討する。

(3) 指揮命令の確保

地震発生時においても組織を維持し、業務を適切に継続するためには、指揮命令系統が確立されていることが重要である。発災時に課長以上の管理職にある者が不在等になる場合においても、適切に意思決定を行える体制を確保する。

職務の代行については、大分県事務決裁規程（昭和43年訓令甲第11号）第10条に定める代決順位により行うこととし、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく代決権者が代決する。

(4) 専門職種の確保

非常時優先業務を遂行するにあたり、特別な資格や専門的な知識、技能等を必要とする場合は、資格職種等の必要数に対し参集可能者数が充足しているか、特に留意する必要がある。

参集予測により不足が想定される職種については、他部局の応援可能職員やOB職員を予め登録しておくなど、確保対策を講じておく必要がある。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、上下水道等執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、本庁舎の施設機能について、現状や被災による影響、課題を分析の上、業務継続のために必要な対策を検討する。併せて、県庁舎が著しい損傷を受けるなどにより、使用できない場合を想定した対応も検討する。

(1) 本庁舎

【現状】○県庁舎（本館、新館、別館）は、次のとおり平成27年中に3館全てに必要な建物の耐震性を満たす。

- ・本館は、免震装置での耐震補強工事を平成27年中に完了する予定。
- ・新館は、平成5年建設であり、建築基準法に定められた耐震性を有する。
- ・別館は、平成11年及び12年に耐震工事を完了している。

【課題】●室内にある書棚やロッカー、電気製品等について、簡単に転倒し、落下しないよう措置を講じる必要がある。

【対策】①ロッカーの固定及びコピー機の転倒防止について、25年度から事業に着手している。

(2) 電力

【現状】○被災により、外部からの電源供給がストップした場合、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給する。本館は23時間、新館、別館は72時間の連続稼動が可能である。

○非常用電源対応コンセントの位置を職員が一見して判別できるよう赤色にマーキングしている。

庁舎の名称	設置場所		供給範囲	燃料タンク	連続運転時間	備考
	発電機	受変電設備				
本館	地下1階	地下1階	本館1.5割 (3割)	1,778ℓ (約7,000ℓ)	23時間 (72時間)	H26中に ()に改修
新館	地下2階	地下2階	新館3割	31,950ℓ	72時間	
別館	地下1階	地下1階	別館3割	4,560ℓ	72時間	

○災害対策本部の非常用電源については、別途72時間確保されている。

【課題】●本館、新館、別館とも、受変電設備及び非常用発電機が地下にあり、津波で浸水した場合、使用できなくなる。

●非常用発電機は、通常時の電力使用量をまかなう容量はなく、冷暖房設備を除いた一般電気設備（照明、OA機器等）の概ね15%（本館）、又は30%（新館、別館）である。

- 【対策】
- ①本館の受変電設備及び非常用発電設備を、本館耐震工事と合わせて平成27年度までに屋上に移設するとともに、非常用電源容量を現行の2倍(30%)、連続運転時間を72時間とする改築工事を実施する。
 - ②新館、別館の非常用発電設備を浸水予測レベル以上の高いところに上げ、受電設備の場所を変更する等の措置を検討する。
 - ③非常時の電力使用量が電力容量以下となるよう、あらかじめ使用する電気設備を選択しておく。

(3) 上水道

- 【現状】
- 上水道が断水した場合、受水槽及び高置水槽に貯留している水が使用可能である。
 - 本館、新館のトイレ洗浄水は、井戸水を利用しているので、配管損傷の心配はなく、電源が供給されていれば、トイレの使用は可能である。

(上水道)

庁舎	受水槽(m3)	高置水槽(m3/日)	使用量(m3/日)	使用可能日数
本館	42	14	18	2.3
新館	50	19	22	2.2
別館	30	16	40	0.7

(井戸水)

庁舎	受水槽(m3)	高置水槽(m3/日)	使用量(m3/日)	使用可能日数
本館	100	8.4	40	1.3
新館	(供用:新館に設置)	24	35	(供用)

- 【課題】
- 津波による浸水被害が生じた場合、受水槽は使用できず、使用可能な水は高置水槽の貯留水のみとなる。
 - 本館、新館のトイレ洗浄水の確保に必要な電源は、非常用電源と接続していない。
 - 地震等により配管が損傷した場合、復旧までの間使用できなくなる。

- 【対策】
- ①断水時には、残留水の給水期間ができるだけ伸長するよう、節水に努める。
 - ②飲料水(ペットボトル)の備蓄を検討する。
 - ③井戸水の水量はあるが、電源確保対策を講じる必要がある。

(4) 下水道

- 【現状】
- 下水道施設が損壊した場合は、トイレの使用を含め排水そのものができなくなる。

- 【課題】
- 下水道施設が損壊した場合は、復旧に相当の時間がかかる。

【対策】 ①既存洋式トイレで使用できる「災害用トイレセット」の備蓄を検討する。

(5) 電話・通信

【現状】 ○災害時に最も有効な通信手段である防災行政無線は、地上系と衛星系の2系統の無線システムを整備している。県庁統制局の非常用発電設備は72時間の運転が可能である。

○災害時優先電話が51回線分確保されており、発信規制や接続規制といった通信制限が行われた場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。

○衛星携帯電話を災害対策本部及び地区災害対策本部に40台確保されている。

○電気通信事業者による通信回線確保策（伝送路の2ルート化）に加え、移動電源車や衛星中継通信回線の利用に関する連絡体制を確保している。

【課題】 ●72時間を越えて停電が続いた場合、防災行政無線の電源が確保できない。

●携帯電話や衛星携帯電話のバッテリーの利用時間が限られることから、非常用の充電器等の確保が必要である。

●県庁舎の電話通信回線は、地下ルートの配線であり、津波による浸水で使用不能になる恐れがある。

【対策】 ①防災行政無線を日頃から積極的に利用し、操作に習熟させる。

②防災行政無線用の非常用発電の燃料確保、運搬方法を検討する。

③電話通信回線の故障対策について、関係機関と連絡体制を確保しておく。

④総務省九州総合通信局から、衛星携帯電話、MCA無線機、可搬型衛星地球局、簡易無線局の非常貸し出しを受ける。

(6) 情報システム

【現状】 ○新館の電子計算機室は、耐震型フリーアクセス構造で、無停電電源装置、自家発電装置等を備えており、サーバ等の機器類が使用不能になる可能性は極めて低い。

○情報システムを設置している大分市内のデータセンターも、耐震型フリーアクセス構造で無停電電源装置、自家発電装置等を備え、また、係員が24時間常駐し、不足の事態に備えており、災害には十分に耐え得る状態にある。

○豊の国ハイパーネットワークのネットワーク機器を置くNOC（市内のデータセンター）及び県の庁舎、県下13AP（アクセスポイント）は、設置場所を含め電源、構造等災害に耐え得る。自設の光ファイバーケーブルは情報ボックス、電線共同溝等を利用し、極力地中化を図っている。

○基幹システムのデータについて、バックアップや分散保管などにより、万一のデータ等破損時にも復旧できる体制を構築している。

【課題】 ●災害等緊急時には、情報システム及び情報通信基盤の物理的損傷、停電等によ

り利用不能となったシステムの早期復旧に職員だけでは対応できないことが想定される。

- 大規模災害対応では、平時の情報セキュリティポリシーの例外的な運用を求められる場合がある。

- 【対策】**
- ①システムの復旧は、緊急性の高い、災害復旧や住民の生活再建に必要なシステムから優先して対応する。
 - ②県民生活直結の情報システムについては、平時より業務担当課と情報共有を図り、情報管理部門による迅速かつ有効な復旧支援体制を構築する。
 - ③システムの早期復旧のため、運用管理等の受託事業者と、手作業による代替手段の確保や復旧手順の確認を事前に行い、また、緊急連絡体制の構築を徹底する。
 - ④緊急時には、最低限の情報セキュリティは確保したうえで、外部パソコンの庁内LAN接続などの例外措置を認める。

(7) 燃料

【現状】 ○大分県石油商業組合と協定を結び（平成18年10月）、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両や市町村等が行う炊き出し及び避難所の暖房等に必要な燃料へ優先的に供給できる協力体制を構築している。

【課題】 ●発災時には、深刻な油類の不足が懸念されるため、発電設備に使用する燃料（A重油や軽油）や公用車のガソリン確保対策を講じておく必要がある。

【対策】 ①大分県石油商業組合との協定内容に災害対応に使用する公用車等の燃料を優先的に確保できるような協定の見直しをする必要がある。

(8) 公用車

【現状】 ○公用車の駐車場は、ほとんどが1階である。

【課題】 ●津波により全公用車が浸水する。

【対策】 ①大手町駐車場の上層階に公用車を移動させる対策を講ずる。

(9) 本庁舎機能の確保

県庁舎が著しい損傷を受け、あるいは、周辺地域の被災、津波による浸水などにより登庁できなくなるなど、県庁舎において業務を行うことができないと判断される場合には、代替施設において業務を行う。

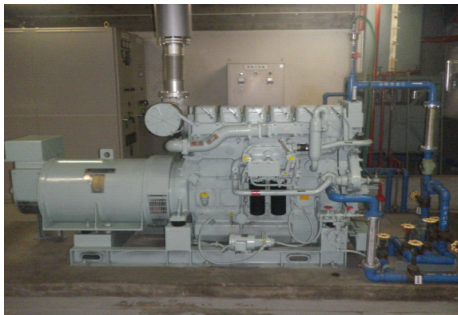
県庁舎が使用できないと判断する基準は、概ね次のとおりである。

- 【判断基準】
- ① 県庁舎が著しい損傷を受け、安全に業務を実施することが困難な場合
 - ② 各種インフラ等の復旧に相当の時間を要し、県庁舎で継続して業務を行うことが困難な場合
 - ③ 周辺地域が甚大な被害を受け、当分の間、職員が登庁することが困難な場合

(代替施設の選定)

災害時の大分スポーツ公園総合競技場の利用の在り方を検討するので、それに併せて検討を行う。

(参考) 執務環境に係る施設の状況



非常用発電機 (本館)



受変電設備 (本館)



上水道受水槽 (新館)



井戸水受水槽 (新館)



燃料タンク (新館)



非常用コンセント

第6章 業務継続力の向上

1 大規模な災害等のシミュレーション

できるだけ早期に業務活動の復旧を実現するためには、職員一人ひとりが発災時のイメージを持つことが重要である。大規模な地震が発生した場合の、まさに業務継続計画に沿って対処しなければならない非常事態の情景を具体的に描き、必要な備えや対応策を検討する。

なお、地震や津波は、いつ発生するかわからないため、開庁時と閉庁時をそれぞれ想定する。

(1) 災害のシミュレーション

①開庁時、勤務中に発生した地震とそれに続く大津波

平日の昼間、職員は執務中であり、県庁には、会議や所用で多くの来訪者がいた。突然、各自の携帯電話に一齐に「緊急地震速報」が流れたため、皆それぞれ、机の下にもぐり込み、危険物が落下するおそれのない場所に移動するなど、そのときに備えた。

しかし、地震はこれまで県内では発生したことのないような大きな揺れで、震度6強。室内では書棚が倒れ、書類が雪崩落ち、窓ガラスも砕け散った。あちこちで悲鳴が聞こえ、2分あまり揺れただろうか。漸く収まり周囲を見れば、室内は書類が散乱し、血を流している人も



いる。どこに、どう連絡をすればいいのか。庁舎管理の用度管財課もなかなか通じない。負傷者の手当はどうするのか。この状況では救急車もすぐには来れないだろう。課には救急箱ぐらいしかない。どこにどうして運べばいいのか。玄関ロビーや県民室では、来庁していた外部の人々も多数負傷しているようだ。

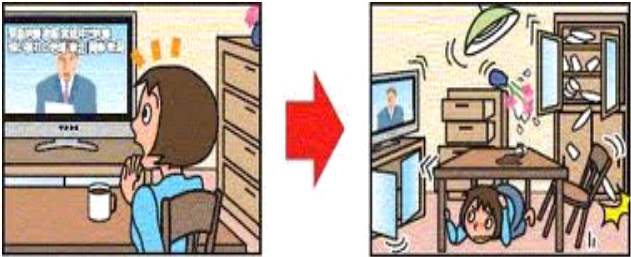
そうこうしているうちに、安全・安心メールで、大津波警報が出たとの情報が入ってきた。大分市には87分後に5mの津波が予想されるとのことである。急いで避難しなければならない。エレベータが使用できないため、二人一組で負傷者を抱え、安全と思える階まで上がっていく。窓からは周辺の道路や家々からも多くの人々が走りながら県庁目指して避難して来るのが見えた。

付近の人々があらかた庁舎に入り終えたとき、臨海工業地帯に大津波が押し寄せてきた。大分川を遡上してくるものもある。津波は単なる波ではない。海底の泥や沿岸部の建物、木々などあらゆるものを巻き込んで、猛スピードで押し寄せてくる。まるで水の壁だ。とにかく、より高いところへいち早く逃げるしか助かる道はない。消防のサイレンが鳴り響く中、どす黒い不気味な流れが市街地にも近づいてきた。



②閉庁時、自宅で過ごしていた休日に突然大きな揺れが襲う


休日のある日、自宅でテレビを見ていたら、突然「緊急地震速報」が流れたため、慌てて台所の火を消し、テーブルの下にもぐり込んだ。数秒後、これまで経験したことのないような大きな揺れが起こり、窓ガラスが割れ、食器が飛び、タンスが倒れてきた。2分あまり揺れた後、ようやく収まったが、家の中はめちゃくちゃな状態。家族は大丈夫か、遊びに行っている子どもはどうか。



職員参集メールに、「西日本一帯で非常に大きな地震発生。震源地は紀伊半島沖から四国沖、日向灘に至る広い地域でマグニチュードは9.1と推定。各地で震度6強を観測。大津波に厳重に注意せよ」との第一報を伝えてきた。県の地域防災計画では、県内で震度5強以上の地震が発生した場合、職員は全員直ちに登庁して所定の配置につくことになっていることから、直ぐに出動しなければならない。玄関に張り紙をし、取り急ぎ、水筒とパン、着替えをリュックに詰めて自転車で家を出た。

しかし、実際には、自分自身や家族が負傷している場合、出勤もままならない。また、道路の被害状況や交通機関の運行状況次第では、登庁に時間がかかることも十分に想定される。ましてや、大津波警報が出ており、地域ぐるみで直ちに避難することも必要である。どうすれば良いのか、そんなことが頭をよぎった。

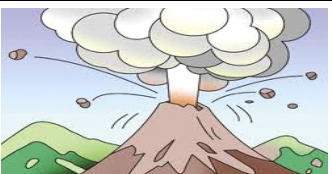
10分ほどして県庁に着いたが、庁内には新館8階の防災センターに2名の職員がいるほか、数名の庁舎警備員ぐらいしかいない。防災センターにいた職員は、マスコミからの問い合わせや職員への連絡等で忙殺されていた。やがて、近くに住んでいる職員が慌てて登庁してきた。急いで災害対策本部の総合調整室に集まったが、県内沿岸に大津波警報が発表されたこともあり、思うように職員が参集できない。少ない人数ながら、散乱した室内を片付け、緊急の情報連絡にあたり始めた。



③その他の災害が発生したら

以上は、地震と津波の場合であるが、自然災害では、このほかにも大規模な台風や竜巻、火山の噴火などを想定しなくてはならない。台風の場合には、事前に備えることができるので、災害対策本部等が設置される中で対応することになるが、火山の噴火については、緊急の対応が必要になってくることから、次のような事態を想定した。

長く活動していなかった鶴見岳が大規模な爆発を伴って噴火した。周辺の集落や温泉街に噴石が飛散し、あちこちで火災が発生している。また、大火砕流も発生し、相当の人的被害が出ている。噴煙は上空高く舞い上がり、一帯が厚い火山灰に覆わ



れてしまった。道路も一般車両は通行不可能となり、住民は自衛隊の車両で少しでも安全な場所へと避難する。農作物は壊滅的な打撃を受け、住民の生活はマヒ状態になっている。気象庁や専門家によると、噴火活動はしばらく続くとのことであり、県と別府市では、国とも相談し、住民の大分市などへの長期集団避難の検討を始めた。

(2) 災害の発生に対する備え

以上のようなシミュレーションを踏まえ、職員一人ひとりが、必要となる備えについて自分でできることを積極的に取り組んでいく必要がある。

(2-1) 勤務中に発生した地震とそれに続く大津波

①地震の揺れに対する備え

建物からの危険物の落下防止	建物の外壁や看板、内部の天井や照明、展示物等について、落下する危険性がないかどうか調査を行い、必要な措置を講じておかなければならない。
室内の書棚等の転倒、備品等の落下防止	<p>出入り口付近の重量物等が転倒した場合には、入退室が困難となることから、特に注意が必要である。</p> <p>室内の高いところに書類や備品を置かないようにしてはならない。高い書棚等には、下から順に書類を置くように心掛け、高い位置（概ね1/3程度）には極力、書類を置かないようにしなければならない。特に、職員の座席後ろには注意が必要である。</p> <p>不用な書類は廃棄するとともに、使用頻度の低い書類は書庫へ移動するなど、常日頃から執務室内の整理整頓に努めなければならない。</p>
地震発生時の安全確保	緊急地震速報が発表され、初期微動が始まった場合に、自分の身をどう守るか、落下物や飛散物にも留意しながら、職員一人ひとりが考えておかなければならない。また、来庁者に対する安全確保の方法等について検討し、訓練しておく必要がある。

②火災発生に対する備え

危険性の認識と初期消火	<p>火元責任者は、火災発生の危険性がある給湯室等について十分認識しておかなければならない。</p> <p>自衛消防組織の消火班の班員等は、迅速に消火器や消火栓を使えるよう訓練しておかなければならない。</p>
早期の避難心得	消火器による初期消火活動の限界は、「天井に火が移る前まで」が目安であり、屋内消火栓についても、「火勢が強く消化効果が乏しい、又は避難の時期を失すおそれがある」と判断するまでとなっており、迅速に避難ができるよう避難経路を確認し、訓練しておかなければならない。

	火災による不安や恐怖、煙や熱などに対するパニックについての留意事項をしっかりと理解しておくことが重要である。
--	--

③死傷者への対応に関する備え

<p>負傷者が少数の場合の対応</p>	<p>負傷者が少数で、通常に近い体制で対応が可能な場合には、重症度に応じて次のとおり対応する。</p> <p>【軽症者】 徒歩又はタクシー等の交通機関（運行している場合）の手段により、県庁周辺の対応可能な医療機関で受診する。</p> <p>【中等症、重傷者】 負傷者の付近に居合わせた職員は、救急車又はタクシー等の交通機関（運行している場合）を手配し、県庁周辺の対応可能な医療機関に搬送する。</p> <p>当該負傷者が、既に心肺停止状態にあるときは、119番通報を他の職員に要請するとともに、各庁舎に備え付けのAED（自動対外式除細動器）等により心肺蘇生を行う。</p> <p>AEDについては、備え付けの場所を事前に確認しておくとともに、使用方法についてできるだけ多くの職員が研修・訓練を受けておく必要がある。</p> <p>負傷者への応急措置ができるよう救急法の研修・訓練を受けておくことが望ましい。</p>
<p>死傷者が多数の場合の対応</p>	<p>災害の規模が大きく、来庁者を含め多数の死傷者が出た場合には、通常の体制による対応はできなくなる。そうした中、負傷していない限られた職員は、地震による道路の寸断などにより、救急車やタクシー等の交通機関が利用できない場合や火災が発生した場合、津波警報が出た場合など、その時々状況に応じて判断し、対応していかなければならない。</p> <p>発災後、留意しておかなければならないことは、負傷した職員を「トリアージ(※)」し、助かる見込みのある重傷者から順番に、あらゆる手段を活用して、できるだけ早く医療機関に搬送して治療をしてもらうことである。</p> <p>それまでの間、庁内にいる人材や医薬品、資機材を使って、できる限り対応しなければならない。そのため、保健師の資格を有する職員の行動、医薬品、担架や毛布、シート等の備蓄、確保について十分に検討し、備えておかなければならない。</p> <p>負傷者の応急処置等を行う一時的な救護場所や体制等の確保も必要である。</p> <p>※「トリアージ」とは、人材・資源の制約の著しい災害医療において、最善の救命効果を得るため、多数の傷病者を重</p>

	症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。
--	------------------------------

④津波に対する備え

情報の収集と早期避難	強い地震（震度4程度以上）や弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れが続いた場合は、大規模な地震が発生したことが推察され、津波が発生する危険性が高いと考えられるので、直ちに、3階以上に避難しなければならない。 テレビやラジオ、防災メールからの情報、気象庁から発表される予報などの積極的な活用に努める。
来庁者や周辺住民を含めた誘導	開庁時には、職員のみならず会議や行事等で多くの来庁者がある。また、県庁舎新館と別館が「津波避難ビル」として指定されていることから、周辺住民等が緊急避難してくることが予想される。そのため、屋上や上階層への避難経路についても安全性や誘導方法などを確認しておく必要がある。

⑤職員の日頃からの備え

食料品・飲料水	災害発生からしばらくの間は、食料の調達が間に合わないおそれがあり、職員は自前で3日間程度の食料及び飲料水を常時確保しておくことが望ましい。 なお、必ずしも備蓄用食品である必要はない。
衣類・避難場所等	職員は、数日間帰宅できないことも想定し、衣類やタオル等がある程度、常時保管しておくことが望ましい。
家族の安否確認	職員が業務に専念するためには、まず、家族の無事を確認する必要がある。巨大地震発生時などは一般の電話はつながりにくくなるため、災害時伝言ダイヤルやインターネット（ツイッターやフェイスブック）等を活用した非常時の連絡方法について、家族で事前に話し合い、確認しておくことが望ましい。

(2-2) 自宅で過ごしていた休日に突然大きな揺れが襲う

①職員への情報伝達や安否確認に関する備え

災害情報の伝達	職員は、平常時から県民安全・安心メールへの登録や携帯ラジオの準備など災害情報を入手できるようにしておく。 災害発生時には、利用可能なメディア等で災害情報を積極的に収集する習慣を身に付けておくことが望ましい。
---------	--

②緊急の登庁に関する備え

職員参集基準の理解	災害の種類や程度に応じて、職員の参集基準が定められているので、職員は自宅等でいつでも確認できるようにしてお
-----------	---

	<p>く。</p> <p>【参集基準】</p> <p>①風水害の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報が発表されたとき ⇒あらかじめ定められた要員（以下「要員」という。）は、直ちに登庁し配備につく。 <p>②地震・津波の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度4以上の地震が発生したとき ・津波注意報又は津波警報の「津波」が発表されたとき ⇒要員は連絡を待たずに直ちに登庁し配備につく。 <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度5強以上の地震が発生したとき ・県内に津波警報の「大津波」が発表されたとき ⇒全庁職員が連絡を待たずに直ちに登庁する。 <p>【参集順位】</p> <p>交通途絶などにより職員が所定の場所に参集できない場合も考えられるので、次に掲げる順位で県の機関に参集する。</p> <p>第一順位：所属</p> <p>第二順位：自己の業務に関連する最寄りの県の機関</p> <p>第三順位：最寄りの振興局</p> <p>第四順位：最寄りの県の機関</p>
<p>安全・迅速な登庁</p>	<p>職員は安全かつ迅速な登庁をすることができるよう、日頃から必要な携行品や交通手段、ルート等の確認を行っておく。また、余震が発生するので十分に注意する。交通手段については、渋滞を避けるため、マイカーは極力控えることとする。</p> <p>災害発生時に迅速に登庁するには、自分自身や家族等の安全が確保されることが前提となる。そのためには、各家庭において、住宅の耐震化や家具の固定、非常持出袋の用意など、必要な備えをしっかりと行っておくべきである。</p> <p>各所属においては、個々の職員が何分程度で登庁できるか、あらかじめ把握し、所属ごとの予定を立てておく。特に、県庁近くに居住している職員については、本人の同意を得てリストアップし、速やかに登庁できるような体制を確保しておく。</p> <p>遠方の職員については、道路や交通機関の状況等により登庁できない場合に備えて、最寄の公共機関に登庁し、所属長等からの指示を受けて必要な対応を行えるような体制も確保しておく。</p> <p>職員は、本人や家族が負傷したり、近所での救援活動が必</p>

	<p>要な場合などは、その旨を上司等に伝え、了承を得るようにする。ただし、どうしても連絡がつかない場合には、それらの対応を行った後、速やかに報告することとする。</p> <p>特に、巨大地震が発生し、大分県沿岸に大津波警報が出た場合には、家族や地域住民とともに高台の安全な場所に一時避難するなど、人命優先の対応を取ることも必要となる。その場合でも、できるだけ上司等に連絡し、了承を得ることとする。</p>
--	--

(2-3) その他の災害

地震や津波のほかにも、局地的な集中豪雨、竜巻や火山の噴火などの自然災害が突然襲いかかってくることもある。

①台風や梅雨前線に伴う豪雨

最近の状況	近年の地球温暖化に伴う海水温の上昇などにより、災害が巨大化、深刻化する傾向にある。常襲地帯である本県としては、そのことに留意し、万全な備えを講じなければならない。特に、平成24年7月の九州北部豪雨では、経験したことのない猛烈な雨に襲われ、死者3名、行方不明者1名など甚大な被害もたらされたことは、記憶に新しいところである。
基本的な心構え	早期に必要な体制を整え、气象台や県内各観測施設（雨量計、水位計、防災カメラ映像等）からの情報等を迅速、的確に把握しなければならない。
必要な備え	強風による窓ガラスの破損、庁舎周辺の浸水にも十分に注意しなければならない。浸水の恐れがある場合、車両の高台への移転や、重要書類やパソコン等の上層階への移動も必要である。

②竜巻

最近の状況	全国的に発生件数が増えており、十分に注意する必要がある。本県でも、平成18年にF2クラスの強い竜巻が発生し、臼杵市で住家が全・半壊する被害が発生している。
基本的な心構え	気象庁から「竜巻注意情報」が出されるが、確率は高くないため、見過ごされる危険性がある。空振りしても発生しなくてよかったという意識を持つことが大事で、決して油断してはならない。
必要な備え	竜巻が発生した場合、直ちに、堅固な建物でガラスの破片等をあびることのない場所に避難する必要がある。

③火山の噴火

最近の状況	平成7年に噴火し、現在も活動している九重山に対する厳重な注意が必要である。微少な振動が発生している鶴見岳は、全体的に穏やかな状態にあるが、今後の活動に注意が必要である。
-------	--

基本的な心構え	<p>気象庁から出される噴火警報や専門家の意見等を基にすれば、ある程度の事前の対応は可能であるので、噴火の可能性が高まってきた場合には、情報収集に全力をあげ、初動対応に遅れがないよう努めなければならない。</p> <p>特に、鶴見岳については、気象庁の最新の情報等を基に、噴火の規模や程度等を予測しておく必要がるが、極端な場合には、前述のシミュレーションのような事態もあり得ると心得ておくべきである。</p>
必要な備え	<p>噴火した場合、大量の火山灰が降ってくる可能性があるため、マスクや傘等を常備しておく必要があり、また、閉庁時の緊急な登庁にあたっては、大量の降灰に伴う視界不良や道路のスリップに、十分に留意すべきである。</p>

2 業務継続体制の向上

業務継続への組織的な対応力の向上を図るためには、教育・訓練や点検・改善等の取組を継続し、その結果等を大分県業務継続計画に反映させていくことが大事である。

(1) 教育・訓練

災害発生時、適切に業務を継続するためには、本計画に定める取組を職員に周知、浸透させるとともに、発災時に実際に計画に沿って行動できるよう対応力を向上させることが重要である。

そこで、次に掲げる訓練の実施を検討する。

- 職員参集確認
- 防災GISによる情報伝達、共有等の訓練
- 各種通信機器の操作訓練
- 災害対策本部の各対策部の初動対応訓練
- 実践的な防災訓練 ほか

(2) 点検・改善

上記の訓練等を通じて、本計画の実効性を絶えず検証するとともに、その際に発現した問題点や教訓を踏まえ、逐次修正し改善を図る。

このように、訓練は、対応力の向上の機会のみにとどまらず、計画の点検・改善の機会としても有効に活用することが重要である。